

株式会社岡本工作機械製作所 定款

(2025 年 6 月 27 日改正)

- 第1条 当社は株式会社岡本工作機械製作所と称し、本店を群馬県安中市に置く。
- 第2条 当社の営業目的を次の通りとする。
1. 各種機械、装置、部品、工具、器具類の設計、製作および販売ならびにその輸出入業務
 2. 各種機械、装置類の加工ならびに修理業務
 3. 不動産の賃貸借および管理業務
 4. 前各号に関連する一切の業務
- 第3条 当社は、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査役
 3. 監査役会
 4. 会計監査人
- 第4条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
- 第5条 当社の発行可能株式総数は18,000,000株とする。
- 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。
- 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
- 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利
- 第9条 当社は株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定めこれを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
- 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については法令または定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。

- 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者としてすることができる。
- 第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。
- 第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合の外、取締役社長が招集する。
- 取締役社長に支障があるときは取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。
- 第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。
- 取締役社長に支障があるときは、取締役会の予め定めた順序により他の取締役が担任する。
- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することができる。
- 第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第17条 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
- 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
- 第18条 当社は、取締役会の決議により、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容（以下大規模買付行為対応方針という）を定めることができる。
- 取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後最初に招集される株主総会の決議によってこれにつき承認を得なければならない。また、当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の決議によって大規模買付行為対応方針の存続につき承認を得なければならず、その後も同様とする。
- 当社は、取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって大規模買付行為対応方針を廃止することができる。
- 第19条 当社の取締役は15名以内とする。

- 第 20 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
取締役の選任決議は累積投票によらない。
- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。
取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。
但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
- 第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
- 第 25 条 当会社は会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
- 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
- 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
- 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。
- 第 30 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。
但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 38 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 42 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 43 条 当社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 44 条 期末配当金及び中間配当金は、支払確定の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。
未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。